

宮城県仙台第一高等学校東京同窓会会則

第一章 総 則

第1条 本会は『宮城県仙台第一高等学校東京同窓会』と称する。

第2条 本会は①母校首都圏在住・在勤同窓生の親睦と相互協力発展、②母校の健全な発展への協力を図る目的を持つ。

2 本会は宮城県仙台第一高等学校同窓会（以下母校同窓会という）の首都圏支部機能を併せ持ち、母校同窓会からの公式要請の事項について可能な協力を図る。

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 定期総会開催等のほか首都圏在住・在勤同窓生の親睦と相互協力発展を推進する活動
- (2) 母校同窓会首都圏同窓会としての活動
- (3) 母校学校行事を含む母校に対する協力活動
- (4) その他の母校に対する協力活動
- (5) その他、本会の目的を達成する為に必要な諸活動

第4条 本会は自主独立および独立財政を基礎とし①中立・公正・透明性ある運営 ②新規会員拡大・財政基盤強化 ③母校発展への貢献、を運営の基本原則と定める。

第5条 本会の主たる連絡先としての事務所を別途定める場所に置く。

第二章 会 員

第6条 会 員

本会は首都圏およびその周辺に在住または在勤する次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員
母校同窓会の正会員資格を有する者
- (2) 特別会員
現旧教職員。
- (3) 名誉会員 本会より特に推挙された者

第7条 退会は本人または家族の申し出による。

第三章 会費

第8条 正会員は、所定の会費を納入するのとする。尚、会費の金額及び納入方は別途定める。

2 本会は、主として会費を納入した会員に対して会務を行う。

3 納入した会費は理由の如何を問わず返却しない。入会金は徴ない。

第四章 役員

第9条 本会に次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 幹事 若干名
- (3) 会計監事 2名以内

尚、会長は必要に応じ、副会長または幹事長を会長の任期中、置くことができる。

- 2 前項の役員は正会員の内から幹事会で選出し、総会に諮り委嘱する。
- 3 前項の規定にかかわらず、役員の大急な交代が必要な事情が生じた場合には、幹事会での決議を以て、正会員の内から補欠の役員を選任して委嘱することができるものとする。ただし、決議後最初に開催される総会において追認決議を受けなければならない。
- 4 本会に顧問を置くことが出来る。顧問は幹事会の審議を経て会長が委嘱する。

第10条 役員役割

会長は本会を代表し総理する。

- 2 幹事は本会の運営実務を担当する。
- 3 会計監事は会計事務を監査する。

第11条 役員任期は次の通りとする。

- (1) 会長 任期3年
- (2) 幹事 任期3年
- (3) 会計監事 任期3年

- 2 役員の大急の任期重複を目的として、途中交代または増員により選任された役員の大急は選任された時より3年とする。ただし、第9条3項により幹事会の大急により委嘱され議会で追認決議を受けた補欠の役員の大急は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は辞任又は任期満了の場合においても後任者が就任するまではその職務を行う義務を有する。

第12条 幹事会は大急長が招集し会計監事を除く役員をもつて構成する。

- 2 幹事会の大急事は出席者の過半数の同意をもつて決する。
- 3 幹事会は通信手段等で開催する事ができ、重要事項を除き決議は大急半数の同意を必要とする。重要事項については会議での決議を必要とし、重要事項についての概念は大急途定める。

第五章 総会

第13条 総会は大急常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は大急会長が招集し、会員をもつて構成する。
- 3 大急常総会は大急年一回開催し必要な決議および報告を行う。
- 4 臨時総会は大急緊急に必要となつた場合に開催される。

5 総会議事は出席者の過半数の同意をもって決し、ウェブサイトで開示する。

第六章 資産および会計

第14条 本会の資産は会費、諸活動剰余収入、寄付金、資産より生ずる利子収入、その他よりなる。本会の活動に要する経費は資産をもって支弁する。

第15条 年度末において剰余金が生じた場合、繰越した不足金がある時はその補填にあて、なお剰余金ある場合は、総会の議を経てその全部を以後の事業年度に繰り越すものとする。

第16条 本会の事業年度は9月1日に始まり8月31日に終了する。

第七章 会則の変更および解散

第17条 本会則は、総会の議決を経なければ変更する事ができない。

第18条 本会が解散する場合は残余財産の全ては母校への目的指定の現物寄付としてなされるものとする。

附 則

附則 本会則は平成21年10月1日発効する。

本会則は平成23年10月1日に改版発効する。

本会則は平成25年10月19日に改版発効する。

本会則は平成27年10月31日に改版発効する。

以 上